

北海道の主要指数の推移

区分	地域別最賃 (時間額)	1時間当たり所定内給与額 (産業計) ※1		高卒初任給 ※2			標準生計費 (一世帯1人程度) ※3	消費者物価指数 対前年上昇率 ※4	有効求人倍率 (受理地別) ※5	有効求人倍率 (就業地別) ※5
		男	女	全国格差	男	女				
平成24年	719	1,212	918	95.8	138,900	86.7	/	0.0%	0.57	0.59
平成25年	734	1,042	958	96.7	152,400	97.2		0.9%	0.74	0.74
平成26年	748	1,151	967	93.3	152,300	95.8		3.0%	0.86	0.87
平成27年	764	1,077	936	91.0	156,000	95.9		0.4%	0.96	0.97
平成28年	786	1,098	989	93.0	160,200	95.8	103,580	-0.4%	1.04	1.08
平成29年	810	1,216	1,006	94.8	152,600	91.4	103,920	1.2%	1.11	1.16
平成30年	835	1,153	1,034	93.5	168,700	98.9	101,600	1.7%	1.17	1.23
令和元年	861	1,131	1,031	94.8	151,100	88.6	129,210	0.5%	1.19	1.29
令和2年	861	1,415	1,151	97.3	165,000	94.5	106,020	0.0%	0.96	1.08
令和3年	889	1,415	1,209	99.0	168,400	95.5	106,290	0.0%	0.98	1.03
令和4年	920	1,271	1,119	94.1	167,600	94.4	114,960	3.2%	1.09	1.18
令和5年	960	1,424	1,163	93.1	171,700	93.7	118,090	3.6%	1.00	1.14
令和6年	1,010	1,455	1,218	97.0	186,200	97.1	121,970	3.1%	0.94	1.07
令和7年	1,075	1,607	1,274	94.4	201,400	99.3	120,980	3.5%	0.91	1.04

※1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(短時間労働者) 都道府県別 第1表 男女の産業計(企業規模10人以上)

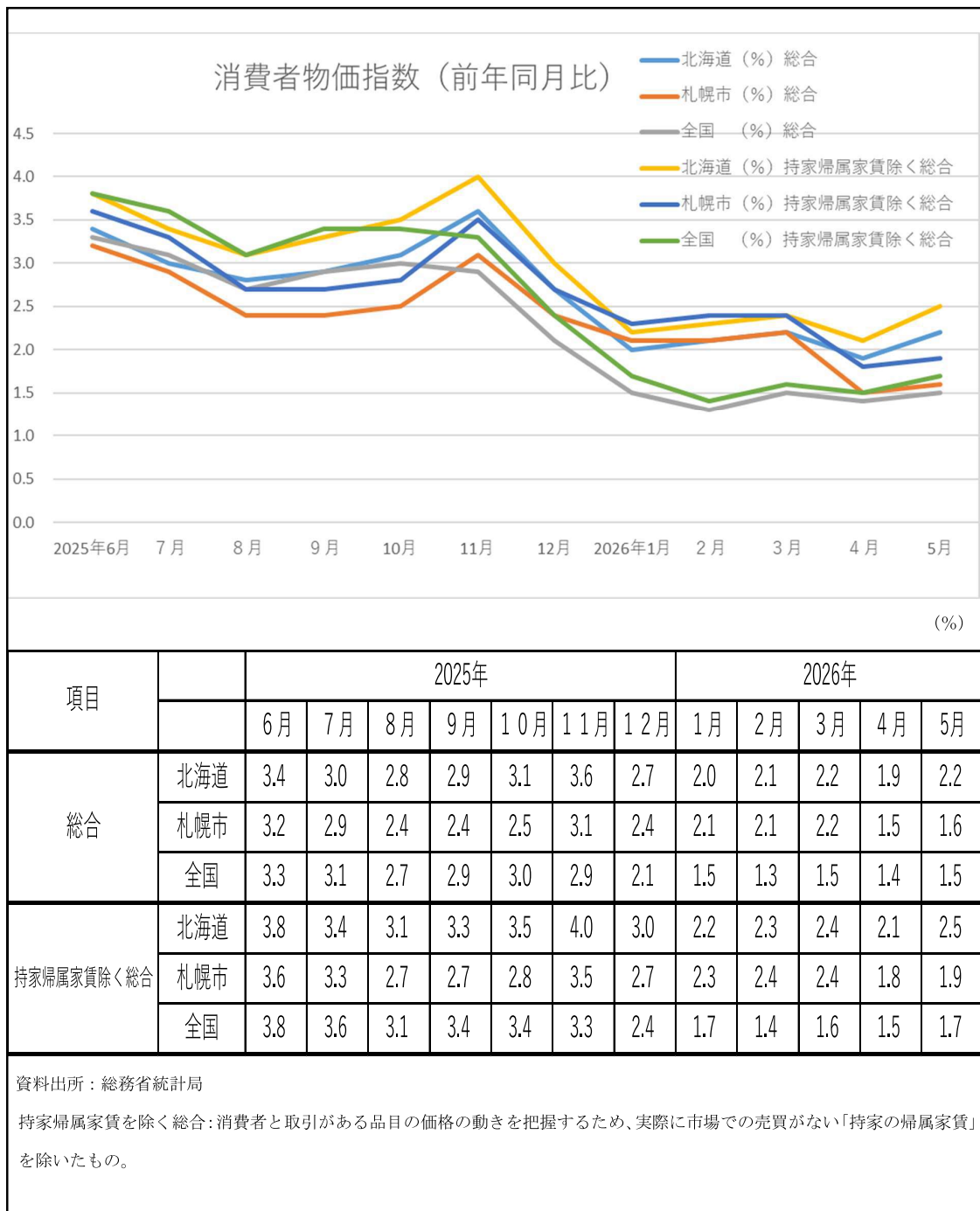
※2 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年まで「参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差」、令和2年から「都道府県別新規学卒者の所定内給与額」を使用(高校卒))

※3 北海道「職員の給与に関する報告及び勧告」における標準生計費(北海道)

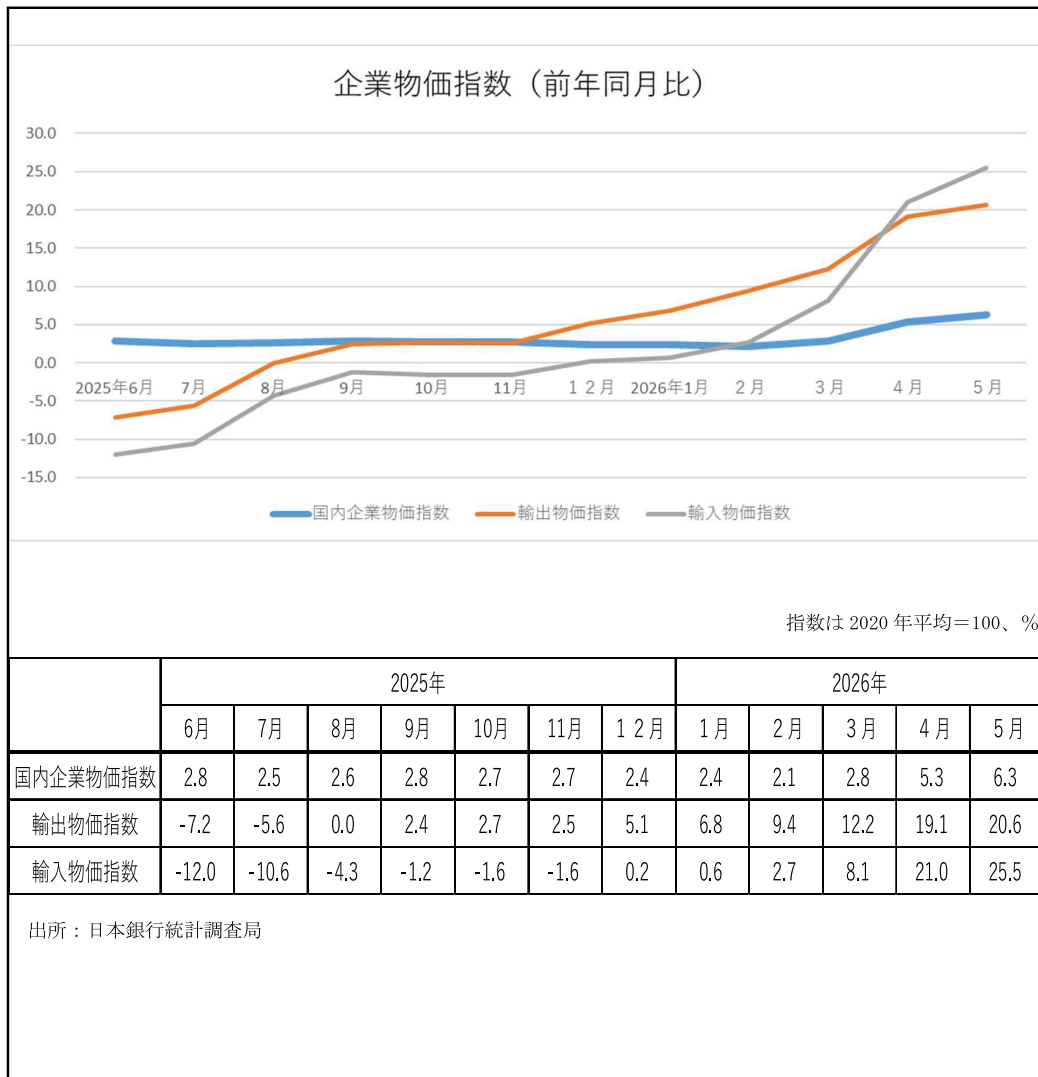
※4 総務省統計局「消費者物価指数(北海道)」～2020年=100とする

※5 北海道労働局「北海道の雇用失業情勢」(年度)

消費者物価指数



企業物価指数

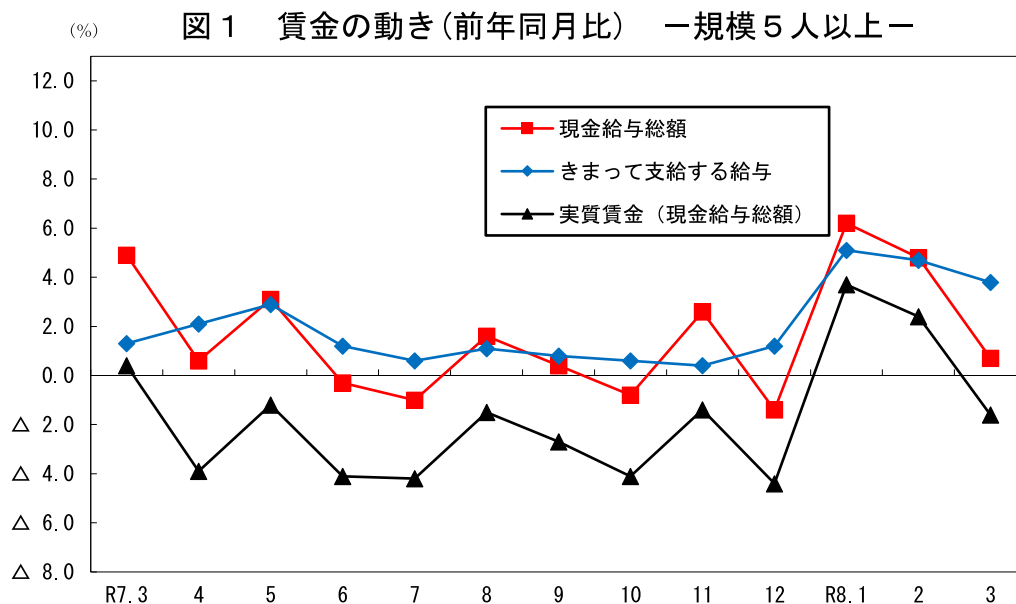


毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）結果の概要
—令和8年3月分—

1 賃金の動き

規模5人以上の事業所における3月の一人平均月間現金給与総額は285,778円で、前年同月比は0.7%増（3か月連続の増加）となった。一人平均月間現金給与総額のうち、きまって支給する給与は263,403円で、前年同月比は3.8%増（26か月連続の増加）となった。また、一人平均月間現金給与総額の実質賃金の前年同月比は1.6%減（3か月ぶりの減少）となった。（図1）

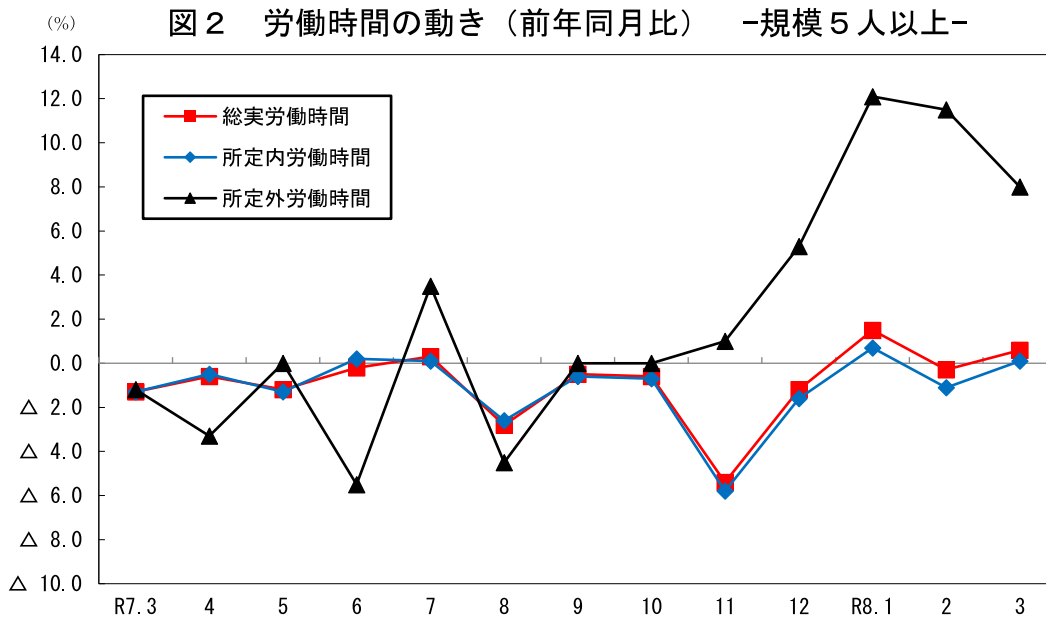
規模30人以上の事業所における3月の一人平均月間現金給与総額は302,280円で、前年同月比は1.3%増となった。一人平均月間現金給与総額のうち、きまって支給する給与は286,325円で、前年同月比は6.8%増となった。また、一人平均月間現金給与総額の実質賃金の前年同月比は1.1%減となった。



2 労働時間の動き

規模5人以上の事業所における3月の一人平均月間総実労働時間は134.3時間で、前年同月比は0.6%増（2か月ぶりの増加）となった。一人平均月間総実労働時間のうち、所定内労働時間は124.8時間で、前年同月比は0.1%増（2か月ぶりの増加）となった。残業等の所定外労働時間は9.5時間で、前年同月比は8.0%増（5か月連続の増加）となった。（図2）

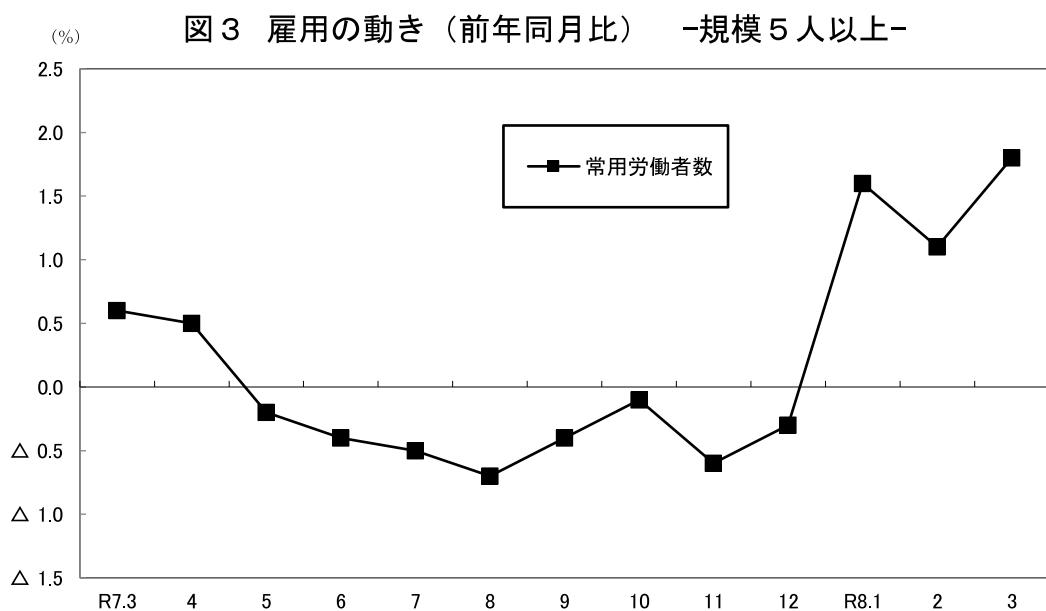
規模30人以上の事業所における3月の一人平均月間総実労働時間は139.8時間で、前年同月比は2.9%増となった。一人平均月間総実労働時間のうち、所定内労働時間は128.1時間で、前年同月比は1.9%増、残業等の所定外労働時間は11.7時間で、前年同月比は14.7%増となった。



3 雇用の動き

規模5人以上の事業所における3月の常用労働者数は1,799,984人で、前年同月比は1.8%増（3か月連続の増加）となった。（図3）

規模30人以上の事業所における3月の常用労働者数は988,628人で、前年同月比は2.0%増となった。



令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料No.13

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料No.13

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料No.13

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月16日(金)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月5日(木)		11月20日(金)		11月24日(火)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月6日(金)		11月24日(火)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月7日(土)		11月24日(火)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月8日(日)		11月24日(火)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月9日(月)		11月24日(火)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月10日(火)		11月25日(水)		11月26日(木)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月11日(水)		11月26日(木)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月12日(木)		11月27日(金)		11月30日(月)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月2日(水)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月4日(金)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月7日(月)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料No.13

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月23日(月)		12月8日(火)		12月9日(水)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月11日(金)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月14日(月)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月30日(月)		12月15日(火)		12月16日(水)		12月25日(金)		1月24日(日)
12月1日(火)		12月16日(水)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
12月2日(水)		12月17日(木)		12月18日(金)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月3日(木)		12月18日(金)		12月21日(月)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月4日(金)		12月21日(月)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月5日(土)		12月21日(月)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月6日(日)		12月21日(月)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月7日(月)		12月22日(火)		12月23日(水)		1月7日(木)		2月6日(土)

北海道特定最低賃金の改正に係る意向表明状況

特 定 最 低 賃 金 の 件 名	申出者	意向表明 の内容	労働協約・ 公正競争 の別	申出組織数	合意を得ら れた労働者 数	申出の時期
1 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、 砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対 策会議 代表 井上 大作	改正	公正競争	20団体		7月「申出書」 提出予定
2 北海道鉄鋼業最低賃金	日本基幹産業労働組合連合会北海道 本部 委員長 佐藤 猛	改正	労働協約	6組織		7月「申出書」 提出予定
3 北海道電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労働 組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一	改正	労働協約			7月「申出書」 提出予定
4 北海道船舶製造・修理業、船体プロッ ク製造業最低賃金	全北海道造船機械労働組合協議会 議長 橋本 康憲	改正	労働協約	3組合		7月「申出書」 提出予定

2026年（令和8年）5月14日

北海道地方最低賃金審議会 御中

札幌弁護士会

会長 佐々木 洋

会長声明のご送付について

当会は、2026年（令和8年）5月14日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援策を求める会長声明」を公表しましたので、ご送付申し上げます。



最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び
中小零細企業への実効的な支援策を求める会長声明

0 はじめに

2026年（令和8年）2月、2026年度の最低賃金改定に向けた中央最低賃金審議会の審議が開始されました。今後、夏にかけて引上げ額の目安答申が行われ、これを受けて北海道地方最低賃金審議会においても審議・答申がなされる見込みです。当会は、この審議プロセスを前に、最低賃金の大幅な引上げ、政府に対する、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策の実施、そして、全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取り組みを求めます。

1 現在、北海道の最低賃金額は1075円です。2024（令和6）年10月に1010円となって初めて1000円を超え、2025（令和7）年にはさらに65円の引上げがなされて1075円となりました。

しかし、この最低賃金額を前提にフルタイム（月平均173.8時間）で働いたとしても、月収は18万6835円、年収は224万2020円にしかなりません。年収200万円未満がいわゆるワーキングプアと呼ばれているところ、この金額はこれをわずかに上回るに過ぎず、労働者が安定した生活を送ることができる金額であるとは到底いえません。

2 とりわけ、近年の円安と物価上昇により、厚生労働省の2025（令和7）年分毎月勤労統計調査によると、名目賃金は前年比2.3%増と堅調に推移したものの、物価上昇がこれを上回り、実質賃金指数は前年比マイナス1.3%と4年連続のマイナスとなり、マイナス幅は前年より拡大しました。春季賃上げが5%を超える高水準で続いていながらも実質賃金が下がり続けているという事実は、物価上昇がいかに労働者の生活を圧迫しているかを端的に示しています。さらに、2026（令和8）年2月以降、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を受け原油価格が大幅に上昇し、経済状況は一段と悪化しました。このように先の見えない状況のもと、労働者の生活を守り経済を活性化させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務といえます。

3 また、最低賃金額の地域間格差について見ると、2025（令和7）年度の最低賃金額の全国加重平均は1121円であり、北海道はこれを下回っています。東京都の最低賃金額は1226円であり、北海道の1075円とは151円の格差が生じています。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最低生計費試算調査によると、都道府県間でほとんど差が無いことが明らかになっており、地域間格差を正当化する理由はありません。最低賃金額の高低と人口の



転入出には強い相関関係があり、都市部への一極集中を緩和し地域に労働力を確保するためにも、最低賃金額の引上げによる格差是正、さらには全国一律最低賃金制度が早期に実現されるべきといえます。

- 4 他方、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度をともに実現するためには、中小零細企業に対する実効的な支援策を充実させることが必要不可欠です。

現在、国は、最低賃金引上げに対応した中小零細企業支援策として、業務改善助成金等の制度による支援を実施しています。しかし、同制度の直接の助成対象は「生産性向上に資する設備投資等」であり、そもそも申請可能な企業が限られる上、設備投資等の金額の一部しか助成せず、上限額もあることから、最低賃金の引上げに対する直接的かつ十分な支援であるとは言えません。

最低賃金を引上げるにあたっての中小零細企業への実効的な支援策はセットで実現されなければならないものであり、政府は、最低賃金の引上げとともに、直ちに、社会保険料の事業主負担軽減なども含めた税・社会保険料等の負担軽減などの中小零細企業に対する直接的かつより実効的な支援策を実施すべきです。

- 5 以上により、当会は、日本国憲法第25条の生存権の理念等に照らし、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）を実現するため、政府、中央最低賃金審議会、北海道地方最低賃金審議会及び北海道労働局長に対し、最低賃金の地域間格差を解消し、北海道を含めた全国の最低賃金額について、その時間額が可及的速やかに1500円以上となることを目指してさらなる大幅な引上げを行うことを求めます。また、政府に対しては、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取組みを開始するよう求めます。

2026（令和8）年5月14日
札幌弁護士会
会長 佐々木 潤

2026年6月15日

厚生労働大臣 上野賢一郎 様
 厚生労働省北海道労働局長 村松 達也 様
 北海道地方最低賃金審議会 亀野 淳 様

日本共産党
 北海道委員会委員長 千葉 隆
 北海道議会議員団長 真下 紀子
 札幌市議会議員団長 池田 ゆみ

最低賃金の大幅な引き上げ等を求める要請

日本の労働者一人あたりの実質賃金は、1996年と2024年を比較すると年間74万円も減り、25年はさらに前年比1.3%の減となりました。物価高騰（25年の全国消費者物価指数は生鮮食品を除く総合が111.2となり前年比3.1%上昇）に給料が追いつかず、将来に希望がみえない社会になっています。

今こそ政治の責任で「賃金が上がる国」にすることが、物価高騰から労働者の生活を守る最大の力となります。ところが高市政権は、石破政権の「2020年代に最低賃金1,500円」という引き上げ目標さえ投げ捨てました。

全労連の最低生計費調査では、地方では住居費が安くても交通費は高いなど、生活費は全国どこでも月額24万円（時給1,700円）以上必要だと明らかになっています。

北海道の地域最低賃金は時間額1,075円です。フルタイム（月173.8時間）で働いた場合、ひと月約18.7万円、平均的な所定労働時間（月154時間）の場合は同16.6万円にしかなりません。年収換算で199万～224万円です。最低賃金の近傍の給与で働く労働者は、ワーキングプア状態に置かれています。

労働者の7割が働く中小企業の賃上げを支援することがカギです。岩手、徳島、奈良、群馬各県が中小企業への直接支援をいち早く実施し、北海道も5月から「賃上げ環境整備補助金」の受け付けを開始しました。地方自治体にできて、国にできない理由はありません。

日本共産党は、大企業の内部留保に課税して5年間で10兆円の財源をつくり、中小企業への実効ある直接支援を行うことを提案しています。そうした立場から以下、要請します。

1. 物価高騰のなか、労働者の暮らしを守るために、最低賃金を今すぐ1500円に引き上げ、1700円をめざすこと。
2. 全国一律の最低賃金制度とし、地域格差を解消すること。
3. 秋田、群馬両県は昨年、発効日を半年も遅らせた。本省の責任で「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法第14条2項）との発行日の規定を厳守させること。
4. 最低賃金法違反（2026年の違反率10.7%）を根絶すること。労働基準監督官をはじめ職員体制を充実すること。
5. 関係省庁と連携して中小企業の賃上げを支援すること。国の責任で、社会保険料の軽減や賃上げ補助金など実効ある制度を創設すること。

以上

北警協第130号
令和8年6月29日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 様

一般社団法人 北海道警備業協会
会長 吉田 浩 様

北海道最低賃金改定に関する要望について

夏の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素、労働者の生活安定と地域経済の発展に向け、日頃からご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

私ども警備業界は、交通誘導警備、雑踏警備、施設警備等を通じて、地域住民の安全・安心の確保や社会インフラの維持に重要な役割を担っております。

しかしながら、警備業界は人件費の占める割合が極めて高い労働集約型産業であり、人件費が経営コストの大部分を占めています。また、慢性的な人材不足や高齢化の進行に加え、物価高騰、社会保険料負担など各種経費の増加により、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、北海道最低賃金の改定にあたり、下記の事項についてご配慮いただきますよう要望いたします。

最低賃金改定に関する要望事項

1 地域経済及び中小企業の経営実態を十分考慮した審議

最低賃金の引上げは労働者の生活向上に資するものでありますが、その一方で警備業をはじめとする中小企業・小規模事業者への影響も極めて大きいものがあります。

特に警備業の施設警備業務では、契約期間が長期に及ぶ案件が多く、急激な最低賃金引上げは、改定後も直ちに契約金額へ反映できない実情でありまして価格転嫁が困難な事業者にとって大きな負担となっています。

更に、警備業の主たる取引先である不動産業・建設産業においては、深刻化しつつある燃料高・資材価格の高騰・調達難から、コスト圧縮要請が強まりつつあり、人口減少が進み、経済が停滞する道内地方市町村を中心に賃上げ余力のない状況に陥りつつあります。

従いまして、地域経済、地域間格差の是正や中小企業の経営状況を十分勘案した上で慎重な審議をお願いいたします。

2 最低賃金引上げ分の適正な価格転嫁の推進

警備業協会としても賃上げ改善の必要性は十分認識しております。

しかしながら、持続的な賃上げにより警備員の処遇改善を継続的に実現するためには、最低賃金の増加分が適正に警備料金へ反映される価格転嫁の実効性確保や中小企業向け支援策の拡充、生産性向上の支援等の環境整備が不可欠です。

発注者、元請事業者及び行政機関に対し、最低賃金引き上げに伴う適正な価格改定への理解と協力の促進について周知・指導が行われるようご配慮をお願いいたします。

3 公共事業等における設計労務単価との整合性確保

警備員の処遇改善を実現するためには、最低賃金のみならず公共工事・公共施設警備の積算基準、積算価格の見直しが必要です。

関係行政機関に対し、実勢賃金を反映した単価設定と適切な予算措置について継続的に実施するとともに、賃金改善に必要な原資が確保されるよう意見具申していただくようお願いいたします。

4 人材確保と処遇改善を両立できる環境整備

警備業界では若年層の入職促進と人材定着が大きな課題となっています。

賃金改善は重要である一方、急激な負担増は事業継続や雇用維持に影響を及ぼす可能性があります。

最低賃金の審議にあたっては、労働者の生活向上と事業者の持続的な経営の両立が図られ、持続可能な処遇改善が実現できる環境整備をお願い申し上げます。

5 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保

最低賃金改定後、警備契約の見直しや発注者との協議には一定の期間が必要です。

前回の最低賃金改定時期には、栃木県の10月1日から秋田県の翌3月31日まで半年間の開きがあり、新たな最低賃金の発効の影響を受ける栃木県とほぼ影響の受けない秋田県との乖離が大きくなっているほか、全国で発行日が一律になっていません。

一方で施設警備業務などの多くの通年役務契約は4月1日から翌年3月31日となっており、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、給与規程の改正や賃上げ原資確保などの準備期間を確保及び「年収の壁」を意識した就業調整の抑制等を行う必要もあります。

違反をすれば罰則を伴う制度でありますことから、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者が増える中、中央で発効日に関する一定の方針を示すことの要請は承知しておりますが、国が定める建築保全業務や公共工事に係る設計労務単価の施行時期並びに関係行政機関はもとより民間の契約始期との連動をして実施するとともに、中小企業の負担軽減と円滑に対応できるよう、改定額のみならず、その発効日の設定を年度当初からとしていただきますようお願いいたします。

《参考》

① 警備員等の所定内給与額（厚生労働省～賃金構造基本統計調査）

職 種	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年
全産業平均	334,000円	318,300円	311,800円	307,400円
保 育 士	270,300円	264,400円	260,800円	250,300円
介護職員(医療・福祉施設等)	255,400円	248,400円	242,200円	235,900円
警 備 員	230,600円	238,100円	216,500円	220,600円

※1 全145職種のうち、令和4年は140番目、令和5年は132番目、令和6年は136番目に位置する状況。

※2 令和6年は、全職種において、男女計、男性、女性とも平成3年以降33年振りの高い伸び率であったが、警備員は-3.2%で下位に位置する20職種の中で唯一前年比減少。

② 建築保全業務労務単価（国土交通省作成～北海道地区）

職種（技術者区分）	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
警備員A	19,300円	17,800円	16,400円	15,100円	14,200円
警備員B	16,400円	15,200円	14,000円	12,900円	12,100円
警備員C	14,600円	13,500円	12,400円	11,400円	10,700円
保全技術員補	18,900円	17,400円	16,100円	15,500円	14,700円

※1 警備員A～施設警備1級の検定資格を有する者若しくは警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者、警備員B～施設警備2級の検定資格を有する者若しくは警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者、警備員C～警備業務について警備員A又は警備員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者

※2 保全技術員補は設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者等

※3 令和8年度の労務単価は、全国全職種で19,540円、前年度比+8.5%、警備員職種の全国平均17,040円、前年度比+9.1%であり、北海道地区の警備員Aは+8.4%、警備員Bは+7.8%、警備員Cは+8.1%それぞれ上昇。

③ 公共工事設計労務単価（国土交通省作成～北海道）

職 種	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
交通誘導警備員A	18,700円	17,500円	16,900円	16,200円	15,200円
交通誘導警備員B	15,500円	14,600円	14,000円	13,400円	12,600円
特殊作業員	26,000円	25,300円	23,600円	22,800円	22,100円
普通作業員	21,500円	20,900円	20,000円	19,100円	18,000円
軽作業員	19,200円	18,900円	17,500円	16,300円	15,500円

※1 交通誘導警備員A～警備業法で定める検定の1・2級検定合格警備員
交通誘導警備員B～一般警備員

特殊作業員～特殊作業とは軽機械を運転又は操作する作業等（警備員A相当）

普通作業員～普通作業とは人力による資材の積み込み作業等（警備員B相当）

軽作業員～軽作業とは人力による軽易な清掃又は後片付け、軽易な散水等の作業

※2 令和8年度の労務単価は、全51職種の全国単純平均で前年度比+4.5%、主要12職種で+4.2%、交通誘導警備員Aの全国平均+5.8%、同Bは+6.7%であり、北海道の交通誘導警備員Aは+6.9%（+1,200円）、同Bは+6.2%（+900円）。

令和8年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（会長あて） 資料No.18

令和8年6月29日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	標茶町議会	令和8年6月9日	
2	札幌市議会	令和8年6月15日	
3	浦幌町議会	令和8年6月15日	
4	中札内村議会	令和8年6月16日	
5	士幌町議会	令和8年6月16日	
6	音威子府村議会	令和8年6月18日	
7	函館市議会	令和8年6月18日	
8	森町議会	令和8年6月19日	
9	苫前町議会	令和8年6月19日	
10	八雲町議会	令和8年6月19日	
11	小清水町議会	令和8年6月22日	
12	増毛町議会	令和8年6月22日	
13	上砂川町議会	令和8年6月22日	
14	留萌市議会	令和8年6月22日	
15	平取町議会	令和8年6月22日	
16	名寄市議会	令和8年6月22日	
17	江差町議会	令和8年6月22日	
18	清水町議会	令和8年6月23日	
19	新得町議会	令和8年6月23日	
20	音更町議会	令和8年6月23日	
21	標津町議会	令和8年6月23日	
22	津別町議会	令和8年6月23日	
23	共和町議会	令和8年6月24日	
24	中標津町議会	令和8年6月25日	
25	美瑛町議会	令和8年6月26日	
26	福島町議会	令和8年6月26日	
27	池田町議会	令和8年6月26日	
28	歌志内市議会	令和8年6月29日	
29	日高町議会	令和8年6月29日	

令和8年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（会長あて） 資料No.18

令和8年6月29日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
30	遠別町議会	令和8年6月29日	
31	釧路市議会	令和8年6月29日	
32	置戸町議会	令和8年6月29日	
33	豊頃町議会	令和8年6月29日	
34	岩見沢市議会	令和8年6月29日	
35	下川町議会	令和8年6月29日	
36	中川町議会	令和8年6月29日	
37	占冠村議会	令和8年6月29日	
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で、道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
 2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
 3. 設定する最低賃金は、2.で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
 4. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。
 5. 小規模事業者に対する財政支援の充実を図るよう国に対し要請すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月3日

北海道地方最低賃金審議会长 亀野

北海道川上郡様

菊地 誠



令和8年6月29日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	標茶町議会	令和8年6月9日	
2	札幌市議会	令和8年6月15日	
3	浦幌町議会	令和8年6月15日	
4	中札内村議会	令和8年6月16日	
5	士幌町議会	令和8年6月16日	
6	音威子府村議会	令和8年6月18日	
7	函館市議会	令和8年6月18日	
8	森町議会	令和8年6月19日	
9	苫前町議会	令和8年6月19日	
10	八雲町議会	令和8年6月19日	
11	小清水町議会	令和8年6月22日	
12	増毛町議会	令和8年6月22日	
13	上砂川町議会	令和8年6月22日	
14	松前町議会	令和8年6月22日	
15	留萌市議会	令和8年6月22日	
16	平取町議会	令和8年6月22日	
17	名寄市議会	令和8年6月22日	
18	江差町議会	令和8年6月22日	
19	士別市議会	令和8年6月23日	
20	清水町議会	令和8年6月23日	
21	新得町議会	令和8年6月23日	
22	音更町議会	令和8年6月23日	
23	標津町議会	令和8年6月23日	
24	津別町議会	令和8年6月23日	
25	共和町議会	令和8年6月24日	
26	中標津町議会	令和8年6月25日	
27	池田町議会	令和8年6月25日	
28	美瑛町議会	令和8年6月26日	
29	福島町議会	令和8年6月26日	
30	美幌町議会	令和8年6月26日	

令和8年6月29日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
31	苫小牧市議会	令和8年6月26日	
32	歌志内市議会	令和8年6月29日	
33	日高町議会	令和8年6月29日	
34	遠別町議会	令和8年6月29日	
35	釧路市議会	令和8年6月29日	
36	置戸町議会	令和8年6月29日	
37	豊頃町議会	令和8年6月29日	
38	岩見沢市議会	令和8年6月29日	
39	余市町議会	令和8年6月29日	
40	下川町議会	令和8年6月29日	
41	中川町議会	令和8年6月29日	
42	占冠村議会	令和8年6月29日	
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			

北海道地方最低賃金審議会事業場実地視察状況一覧表

年度	実施年月日	地 域	事業所	事業内容	業種	労働者数	参加状況
H13	13. 7. 4	千歳市 #		和菓子、洋菓子、パンの製造	パン・菓子製造業	172	委員7人、事務局3人
				機内食の製造、空港ビル内の飲食店	食堂・レストラン	200	(公3、労2、使2)
14	14. 7. 1	岩見沢市 #		ラーメンの具(メンマ、チャーシュー等)の製造	その他の食料品製造業	92	委員9人、事務局3人
				農産物加工による冷凍調理食品の製造(各種コロッケ、メンチカツ等)	野菜缶詰・果実缶詰、農産保存食品製造	231	(公3、労3、使3)
15	15. 7. 8	小樽市 #		温泉旅館	旅館・ホテル	99	委員9人、事務局3人
				かまぼこの製造・販売	水産練製品製造業	117	(公3、労3、使3)
16	16. 7. 20	江別市 札幌市		ラーメン、焼きそば等製造業	食料品製造業	264	委員9人、事務局4人
				食パン、菓子パン製造業	食料品製造業	265	(公3、労4、使2)
17	17. 7. 13	札幌市 石狩市		パン・菓子製造業	食料品製造業	242	委員11人 事務局4人
				水産食料品製造業	食料品製造業	54	(公3 労4 使4)
18	18. 7. 18	札幌市		リネンサプライ業	リネンサプライ業	103	委員3人 事務局2人 (公1 労1 使1)
19	19. 6. 15	札幌市		飲食店(ケンタッキーフライドチキン)	その他の一般飲食店	173	委員7人 事務局3人
				調味料等製造業	食料品製造業	196	(公3 労2 使2)
20	20. 6. 19	恵庭市 江別市		ダンボール製品の製造業	紙加工品製造業	123	委員12人 事務局3人
				荷の取扱業(物流センター)	陸上貨物取扱業	960	(公2 労5 使5)
21	21. 7. 14	札幌市 小樽市		病院、施設私物衣類洗濯業他	洗濯業	140	委員11人 事務局3人
				水産加工業(主は「かずのこ」)	水産食料品製造業	138	(公3 労3 使5)
22	22. 7. 14	石狩市		食料品製造業	食料品製造業	490	委員11人 事務局3人
				コンクリート二次製品製造業	セメント・同製品製造業	66	(公3 労5 使3)
23	23. 6. 27	千歳市		和・洋菓子・パン製造業	食料品製造業	287	委員13人 事務局3人
				自動車・同付属品製造業	自動車同附属品製造業	506	(公4 労5 使4)
24	24. 7. 2	札幌市 北広島市		ラーメン等の製造	その他の食料品製造業	190	委員14人 事務局3人
				商品の保管、加工、発送、輸送(ホームック)	陸上貨物取扱業	153	(公4 労5 使5)
25	25. 7. 11	石狩市 小樽市		ハンバーグ等の製造	肉製品・乳製品製造業	303	委員10人 事務局3人
				弁当等の製造	その他の食料品製造業	55	(公3 労3 使4)
26	26. 7. 10	札幌市 札幌市		ハム・ソーセージの製造	肉加工品製造業	108	委員14人 事務局3人
				衣類、寝具等のクリーニング	洗濯業	134	(公4 労5 使5)
27	27. 7. 10	恵庭市 札幌市		かまぼこ製造業	水産食品製造業	162	委員9人 事務局3人
				医薬品・食料品等小売業	小売業	89	(公3 労3 使3)
28	28. 7. 11	留萌市		水産加工業(主は「かずのこ」)	水産食品製造業	254	委員10人 事務局3人 (公3 労4 使3)
29	29. 7. 13	札幌市		炊飯・加工、学校給食納入	食品製造業	85	委員8人 事務局3人
				通所・訪問介護、支援施設	介護事業	96	(公3 労3 使2)
30	30. 7. 19	札幌市		リネンサプライ業及びクリーニング業	洗濯業	137	委員10人 事務局3人
				惣菜・調理麺・サンドイッチ等の製造	食品製造業	678	(公4 労4 使2)
R元	元. 7. 17	札幌市		海苔、昆布、佃煮等製造	食品製造業	189	委員8人 事務局3人
				豆腐、揚げ物、納豆製造	食品製造業	161	(公4 労1 使3)
6	R6. 7. 17	札幌市		飲食店(焼肉料理店・軽食喫茶店の運営)	飲食店	928	委員9人 事務局5人 (公3 労3 使3)

※令和2年度～令和5年度、令和7年度は実施せず。